

公益財団法人 全日本空手道連盟

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9章の規定に基づき、公益財団法人全日本空手道連盟（略称JKF。以下「この法人」という。）の事業に賛同した個人が、この法人に登録 するに際して必要な事項を定め、この法人の目的事業を安定的かつ継続的に実施する こと及び財政基盤の確立を図り、もって空手道の普及・振興に寄与することを目的と する。

(呼称)

第2条 この規程により定める登録に関する制度を、全空連会員制度と称する。

(登録種別)

第3条 この法人に登録できる個人は次のいずれかに該当するものとする。

(1)この法人の目的に賛同した18歳以上の者。

(2)この法人の目的に賛同した18歳未満の者で保護者の同意を得ている者。

(3)前2号以外の個人で、この法人が特に必要と認めた者。

(登録手続)

第4条 この法人に登録しようとする個人は、この法人所定の登録手続を行い、第5条 に定める登録料をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2. この法人の登録は1事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)単位とする。

(登録料)

第5条 この法人の一人あたりの年間登録料は、2,000円とする。

2. 登録料は1事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)単位とする。

3. 事業年度の途中で登録した場合の登録料についても第1項と同様とする。

(登録者の責務)

第6条 この法人に登録した個人は、この法人の定款その他の規則を順守し、競技においては競技規定を守り、常に品位と名誉を重んじつつフェアプレーの精神に基づいて行動し、空手道の普及・振興に努めなければならない。

(登録者の権利)

第7条 この法人に登録した個人は、この法人が開催する競技会、研修会、講習会等に参加することができる。

(資格の喪失)

第8条 この法人に登録した個人が次の各号の一に該当する場合には、級位、段位、称号を除く一切の資格を喪失する。

- (1) 第9条に定める手続きにより登録を抹消したとき
- (2) 被後見人または被保佐人の宣告を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 第10条に定める懲戒処分により除名処分を受けたとき
- (5) 登録の手続きにおいて虚偽の登録申請を行ったことが分かったとき
- (6) 1年以上登録料の納入がないとき

(登録の抹消)

第9条 この法人に登録した個人は、この法人所定の登録抹消手続きを行うことにより、任意に登録を抹消することができる。

2. 前項の場合、登録した個人が納入した登録料については、これを返還しない。

(懲戒処分)

第10条 登録者が次の各号の一に該当する場合には、倫理規程に基づき理事会の議決により処分をすることができる。但し、処分に関する内規に従いその登録者に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、又は規程等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2. 前項の処分に関する具体的な手続き及び内容については、理事会の議を経て別に定める。

(再登録)

第11条 登録抹消した者、あるいは第8条の(1)に該当し資格を喪失した者は、第4条で定める登録方法の手続きを行うことに加え、登録抹消期間の会費を納めることにより、当連盟の資格の喪失の直前の資格を得ることができる。登録抹消期間の会費は以下の方法で計算する。

$$(\text{年会費}) \times (\text{登録抹消期間の年数})$$

ただし、登録抹消期間は1事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)単位とし、5事業年度を上限として計算する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、登録に関する細則は理事会の決議により別に定める。

(規程の変更)

第13条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成25年6月1日より施行する。
3. この規程は、平成27年5月16日より施行する。
4. この規程は、平成31年4月1日より施行する。